

# 投資信託総合取引約款

## 第1章 総合取引

### 第1条 (約款の趣旨)

1. この約款は、投資信託受益権の取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまと株式会社トマト銀行（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
2. 総合取引とは、投資信託受益権にかかる振替口座簿での管理、もしくは累積投資取引およびそれらに付帯する取引のことをいいます。
3. お客さまは、総合取引について、この約款に掲げる事項をご承認いただき、自らの判断と責任において総合取引を行われるものとします。

### 第2条 (総合取引の利用)

お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。

- ① 第2章に定める投資信託受益権振替決済口座での取引（以下「振替決済口座取引」といいます。）
- ② 第3章に定める累積投資取引（後記第32条に定める定時定額購入取引を含み、以下「累積投資取引」といいます。）

### 第3条 (申込方法等)

1. お客さまは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印（後記第4条において定める「お届出印鑑」によります。）し、これを当社の本・支店（以下「取引店」といいます。）に提出することによって総合取引を申込みものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。  
その際、法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
2. お客さまが総合取引の申込みをされる場合には、第4章に定める金銭の振込先指定方式（以下「金銭の振込先指定方式」といいます。）の利用の申込みを同時にしていただきます。
3. お客さまは、以下の各号を理解したうえで総合取引を行われるものとします。また、投資信託受益権の取得に際しては、その投資信託に関する目論見書の交付を受け、次の内容を確認のうえ購入申込みをされるものとします。
  - ① 投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではないこと。
  - ② 金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はないこと。
  - ③ 投資した資産の価値の減少等を含むリスクは、投資信託の購入者が負うこと。
  - ④ 当社で取扱っている投資信託は、投資者保護基金の対象ではないこと。
  - ⑤ 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社であること。

### 第4条 (印鑑届出)

お客さまは、総合取引開始時に前記第3条の申込書により印鑑を届け出させていただきます。（届け出いただいた印鑑を、以下「お届出印鑑」といいます。）

### 第5条 (届出事項の変更)

1. 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出

願うことがあります。

2. 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の印影・氏名または名称・住所等をもって届出の印鑑・氏名または名称・住所等とします。
4. お客さまから第1項の届出がないため、当社からお客さま宛の通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき日時に到着したものととして取扱うことができますものとします。

#### 第6条（購入方法）

1. 当社は、当該投資信託の目論見書に従い、遅延なく当該投資信託受益権の購入を行います。  
なお、当該目論見書において申込不可とされている日には、購入のお申込みができません。  
また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入のお申込みの受付が中止され、あるいは既に行われた購入のお申込みの受付が取消されることがあります。
2. 前記第1項の購入価額は、当該投資信託の目論見書に定める価額とし、所定の手数料等を加えた額とします。

#### 第7条（換金方法）

1. 当社は、規定に基づいて取得された投資信託受益権について、お客さまから換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書の記載するところに従って換金いたします。  
ただし、当該目論見書において請求不可とされている日には、換金の請求ができません。  
また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、換金の請求の受付が中止され、あるいは既に行われた換金の請求の受付が取消されることがあります。
2. 前記第1項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社取引店においてお客さまにお支払いいたします。
3. クローズド期間がある累積投資銘柄についての当該クローズド期間中の前記第1項および第2項は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り、
  - ① お客さまが死亡したとき
  - ② お客さまが天災地変その他不可抗力により財産の大部分が滅失したとき
  - ③ お客さまが破産宣告を受けたとき
  - ④ お客さまが疾病等により生計の維持ができなくなったとき
  - ⑤ その他前各号に準ずる事由があり、当社および委託会社が認めるとき

#### 第8条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項

を届出てください。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
5. 第4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第9条（口座管理料）

1. 当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。
2. 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

#### 第10条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。

- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
- ② お客さまが手数料を支払わないとき
- ③ お客さまがこの規定に違反したとき
- ④ 口座残高がない場合
- ⑤ お客さまが後記第46条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
- ⑥ お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑦ お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

#### 第11条（解約時の取扱）

前記第10条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

## 第2章 投資信託受益権振替決済口座管理

#### 第12条（本章の趣旨）

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

#### 第13条（振替決済口座）

1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設

けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「顧客口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3. 当社は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

#### 第14条（振替決済口座の開設）

1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当社所定の「投資信託総合取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
2. 当社は、お客さまから「投資信託総合取引申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
3. 振替決済口座は、本章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

#### 第15条（契約期間等）

1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
2. この契約は、お客さままたは当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### 第16条（当社への届出事項）

「投資信託総合取引申込書」に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

#### 第17条（振替の申請）

1. お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑥ 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請におい

ては次に掲げる日において振替を行うもの

- イ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

- ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ. 償還日

ヘ. 償還日翌営業日

- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
2. お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数

② お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、顧客口か質権口かの別

③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称

④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、顧客口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

3. 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5. 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### 第18条（他の口座管理機関への振替）

1. 当社は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### 第19条（質権の設定）

お客さまの投資信託受益権について、質権を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理

により行います。

#### 第20条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、償還またはお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまが当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

#### 第21条（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

1. 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

2. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに分配することができます。

#### 第22条（お客さまへの連絡事項）

1. 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客さまに対して機構から通知された事項

2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。

また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引店に直接ご連絡ください。

3. 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4. 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

#### 第23条（当社の連帯保証義務）

機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

② その他、機構または直接口座管理機関である野村信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### 第24条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

1. 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
2. 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

#### 第25条（解約等）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第18条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第15条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
  - ② お客さまが手数料を支払わないとき
  - ③ お客さまがこの規定に違反したとき
  - ④ 第9条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
  - ⑤ お客さまが第46条に定めるこの規定の変更に同意しないと
  - ⑥ お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
  - ⑦ お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
  - ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
2. 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第9条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

3. 当社は、前項の不足額を引取りの日に第9条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第9条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

#### 第26条（解約時の取扱）

前記第25条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第27条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

### 第3章 累積投資

#### 第28条（本章の趣旨）

第1章、本章および第5章は、お客さまと当社との間の投資信託受益権の累積投資取引に関する取決めです。当社は、第1章、本章および第5章の規定に従ってお客さまと当社が取扱う累積投資銘柄の累積投資契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。

#### 第29条（累積投資の申込方法）

1. お客さまは、第1章に従い、各投資信託ごとに、契約を申込みものとします。
2. すでに他の銘柄において契約の申込みが行われ契約が締結されているときは、新たに取得する累積投資銘柄に関する契約に従った第1回目の払込金をもって当該投資信託の申込みが行われたものとします。

#### 第30条（金銭の払込み）

1. お客さまは、投資信託受益権の取得にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを各累積投資銘柄ごとの契約の申込みのときに払込むものとします。
2. 前記第1項の払込金は、当該投資信託の目論見書記載の最低申込み単位等の条件を満たした額とします。

#### 第31条（投資信託受益権の購入方法）

当社は第1章第6条に定める方法により購入申込みを受け付けます。

#### 第32条（定時定額購入取引）

1. 定時定額購入取引とは、毎月当社があらかじめ指定する日に、お客さまがあらかじめ指定する金額を、お客さまの後記第40条に定める指定預金口座から引落し、毎月当社があらかじめ指定する日に、お客さまがあらかじめ指定する投資信託の目論見書に定める投資信託受益権を取得する取引をいいます。
2. お客さまが定時定額購入取引を申込みれる場合には、別に定める定時定額購入取引規定に従って取扱います。

#### 第33条（投資信託受益権の管理）

契約によって取得された投資信託受益権は、第2章の規定による振替口座簿に記載または記録することによって管理します。

#### 第34条（収益分配金の再投資）

累積投資取引に係る投資信託受益権の収益分配金は、お客さまに代わって当社が受領・お預りし、所定の税金を差引いた後、当該投資信託の目論見書に従い当該銘柄の投資信託受益権の買付けを行います。

#### 第35条（償還金の代理受領）

累積投資取引に係る投資信託受益権の償還金は、お客さまに代わって当社が受領し、後記第36条および第40条に従いお支払いいたします。

#### 第36条（投資信託受益権の換金方法）

当社は第1章第7条に定める方法により換金申込みを受け付けます。

#### 第37条（解約）

1. 契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
  - ① お客さまから解約のお申し出があったとき
  - ② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - ③ 投資信託受益権が償還されたとき
  - ④ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
2. 解約の手続きは、前記第36条に準じて行います。

#### 第38条（その他）

1. 当社は、契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 前記第14条の規定は、本章においてこれを準用いたします。
3. 1回の払込金額、取得時期、取得価額、収益分配金の再投資の方法、返還価額等で投資信託総合取引約款に規定のない事項は、各投資信託の目論見書に従うものとします。

### 第4章 金銭の振込先指定方式

#### 第39条（指定口座への解約金等の入金）

当社では、投資信託受益権の解約金・売却代金・償還金・収益分配金を所定の手数料と手数料に係る消費税、信託財産留保額、所得税および住民税等を差引いたうえで、お客さまにご指定いただいた当社の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）にご入金いたします。また、投資信託受益権取得に際し事前にお預りした金額から取得代金、それにかかる手数料および手数料にかかる消費税（以下「取得代金等」といいます。）を差引いた残金についても同様に、お客さまの指定預金口座にご入金いたします。これらの指定預金口座方式は、第1章、本章および第5章の規定に従います。

#### 第40条（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座は、原則として当社の振替決済口座の名義と同一の名義とします。

#### 第41条（指定預金口座の確認）

当社は前記第40条により預金口座の指定があったときには、「指定預金口座ご確認のお願い」を送付いたしますので、記載内容を十分ご確認ください。記載内容にご不明な点があるときは、当社取引店にお申出ください。

#### 第42条（指定預金口座の変更）

1. 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。
2. 変更申込み受付後の取扱いは、前記第39条に準じて行うものとします。

#### 第43条（振込金額等の確認）

当社は原則として収益分配金を支払う場合において、指定預金口座へ振込んだ場合には、計算書等に振込金額等を記載して送付いたしますので、その内容をご確認ください。

#### 第44条（解約）

金銭の振込先指定方式は次の場合に解約されます。

- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
- ② 当社が解約を申出た場合
- ③ 総合取引の解約が行われた場合

## 第5章 雑 則

### 第45条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第5条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第21条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第27条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

### 第46条（約款の変更）

1. この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。  
なお、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものでない場合には、特段の行為がなくとも、お客さまと当社の間には改定後の約款と同内容の約款が成立するものとします。
2. 法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたことによるこの約款の改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものである場合には、当社はその内容をお客さまに通知します。
3. 前項の通知は、改定の内容が軽微である場合に限り、当社のホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。
4. 第2号の通知または第3号の掲載・公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議の申し立てがない場合には、約款の変更に同意いただいたものとします。

### 第47条（合意管轄）

お客さまと当社の間はこの約款に関する訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上